

# 「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）」が発出されました。（令和2年3月1日）

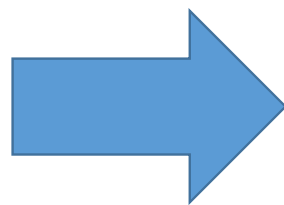
人事院から上記の通知が発出され、以下の「出勤することが著しく困難と認められる場合」に該当する場合については、災害時休暇に準じた取扱いをすることが求められることになったことから、2月末の時点で、「休業手当（国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程第3条第4項に準じた休業補償相当額6割）」の支給対象とされていた場合についても、3月2日以降の勤務を要する日について、災害時休暇の申請を行うことで、有給休暇（10割）の支給対象とします。

- 政令において準用する検疫法の停留となった場合（感染症危険レベルが2以上となった地域から帰国して14日間）
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、職員本人または家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2月末まで

3月当初から

- 休業手当（休業補償相当額6割）の支給対象（有給休暇を使用して10割支給可能）
- 在宅で作業可能であり、成果物等で勤務時間の確認可能な業務であると上長等が認めた場合については、当該勤務時間に応じた給与を支給



- 災害時休暇（台風・地震等災害の際に出勤できない場合の手続きと同様）に準じた取扱いとなる有給休暇（10割支給）

# 新型コロナウイルス拡大防止対応フロー（本人）

職員本人に、風邪様の症状（発熱、咳、鼻水など）があるか？

No

出勤

Yes

災害時休暇（有給休暇）に準じた取扱いとして、自宅で休養が望ましい

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）の症状または37.5° C以上の発熱が、4日以上続いている  
（※基礎疾患がある場合：2日以上）

No

回復後出勤

Yes

「帰国者・接触者相談センター」に相談、受診を勧められた医療機関を受診  
（厚生労働省ホームページ等より）

新型コロナウイルス感染と診断されたか？

No

回復後出勤

Yes

人事課から産業医に報告の上、就業禁止等（外出禁止）  
→災害時休暇（有給休暇）に準じた取扱いとする。

回復後に、出勤可の診断書をもってから出勤

# 新型コロナウイルス拡大防止対応フロー（家族等）

職員本人は無症状だが、家族等が、  
強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）の症状または  
37.5° C以上の発熱があるか？

No

出勤

Yes

職員本人も、災害時休暇（有給休暇）に準じた取扱いとする。

家族等が、強いだるさ（倦怠感）や  
息苦しさ（呼吸困難）の症状または37.5° C以上の発熱が、4日以上続いて  
いる（※基礎疾患がある場合：2日以上）

No

家族等が回復し、職員本人  
が無症状なら出勤

Yes

職員本人も、災害時休暇（有給休暇）に準じた取扱いとする。  
家族等は「帰国者・接触者相談センター」に必ず相談の上、受診を  
勧められた医療機関を受診（厚生労働省ホームページ等より）

家族等が、新型コロナウイルス感染と診断されたか？

No

家族等が回復し、職員本人  
が無症状なら出勤

Yes

人事課から産業医に報告の上、就業禁止等（外出禁止）  
→職員本人も、災害時休暇（有給休暇）に準じた取扱いとする。

家族等が回復後に回復の診  
断書をもらい、職員本人が  
無症状なら出勤

## 職員等にかかる新型コロナウイルスの対応方針について

本学の教員、技術職員、事務職員（常勤・非常勤を問わず）については、以下のとおり対応することといたします。

### ・出張の対応について

#### 【出張前】

- ① 外務省海外安全ホームページの「海外安全情報」において、新型コロナウイルスの発生にかかる感染症危険レベルが2以上となった、以下の地域については、渡航延期してください。
  - 中国 及び イラン 韓国 イタリア アイスランド スイス スペイン サンマリノ オーストリア オランダ スウェーデン スロベニア デンマーク ドイツ ノルウェー、フランス、ベルギー リヒテンシュタイン ルクセンブルク アンドラ モナコ エストニア ギリシャ スロベニア チェコ、ハンガリー フィンランド ポーランド ポルトガル マルタ ラトビア リトアニア パチカン アイルランド イギリス **米国 全域**
- ② 離日予定前 14 日間に発熱・咳・息苦しさなどの症状がある場合は渡航延期を検討してください。但し、先方受入機関から別途、要請がある場合は、要請の優先度と体調の優先度を勘案してください。
- ③ 離日予定前 14 日間に上記①の地域に訪問あるいは同国・地域を乗り継いだ場合は、経経過観察を行うとともに、他の地域への渡航延期を検討してください。
- ④ 当該出張について、家族等の了解を得てください。
- ⑤ 万一来場、現地の医療機関を確認してください。

#### 【出張中及び出張後】

- ⑥ 手洗い、うがいをこまめに行うほか、外出時にはマスクを着用してください。
- ⑦ 不用意に体調の悪い人と接触しないようにしてください。
- ⑧ 市場も含め生死にかかわらず家畜や野生動物と接触しないようにしてください。
- ⑨ 発熱・咳・息苦しさなどのような症状がある場合は速やかに医療機関で診察を受けてください。
- ⑩ 日本に到着後、14 日間は自宅で経過観察し、他人との接触はなるべく避けてください。**当該期間中の給与は支給します。**

### ・私事渡航で感染症危険レベルが2以上となった地域（上記出張前①参照）に一時滞在したあと、日本に戻る者への対応について

#### 【帰国前】

- ① 帰国予定前 14 日間に発熱・咳・息苦しさなどの症状がある場合は、帰国の延期を検討してください。
- ② 渡日日を必ず連絡してください。

#### 【帰国後】

- ③ 日本に到着後、14 日間は自宅で経過観察し、他人との接触はなるべく避けてください。**休暇等の取扱いとしては、原則として災害時休暇（有給休暇）に準じた取扱いとします。**
- ④ 手洗い、うがいをこまめに行うほか、外出時にはマスクを着用してください。
- ⑤ 発熱・咳・息苦しさなどの症状がある場合は速やかに保健管理センターに電話で相談してください。

以上

※客員研究者等（職員又は学生の身分を持たない研究者）については、上記取扱いに準じます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止対応にかかるQ&A】(随時更新) (赤字は更新箇所)

Q 1

14日間は自宅で経過観察しなければならないのは、中国以外の外国にも適用されますか？

A 1

3月23日現在、外務省海外安全ホームページの「海外安全情報」において、新型コロナウイルスの発生にかかる感染症危険レベルが2以上となった地域は、以下のとおりとなります。

- 中国 及び イラン 韓国 イタリア アイスランド スイス スペイン サンマリノ オーストリア オランダ スウェーデン スロベニア デンマーク ドイツ ノルウェー、フランス、ベルギー リヒテンシュタイン ルクセンブルク アンドラ モナコ エストニア ギリシャ スロベニア チェコ、ハンガリー フィンランド ポーランド ポルトガル マルタ ラトビア リトアニア バチカン アイルランド イギリス 米国 全域

以上の地域について適用します。それ以外の外国は、外務省海外安全ホームページには記載がありませんので、適用しません。

Q 2

A 1の地域から、あるいは当該地域の空港で乗り継ぐ場合についても、14日間は自宅で経過観察しなければなりませんか？

A 2

当該地域の空港で乗り継いだ場合は、入国手続の有無にかかわらず、14日間は自宅で経過観察し、他人との接触はなるべく避けてください。

Q 3

出張と私事渡航の場合で、なにか違いがありますか？

A 3

出張でも私事渡航でも、外務省海外安全ホームページの「海外安全情報」において、新型コロナウイルスの発生にかかる感染症危険レベルが2以上となった地域から帰国した場合は、14日間は自宅で経過観察してください。ただし、出張で当該地域を乗り継いだ場合については、労災の対象となりますので、手続については、人事課職員係にお問い合わせください。

Q 4

国内出張について、規制はありますか？

A 4

目下のところ、特段の規制は行いませんが、今後の状況次第では規制することも検討いたします。

Q 5

4日発熱が続かず、医療機関受診したものの、新型コロナウイルス感染と診断されず回復した場合は、休業手当は受けられないのですか？

A 5-1

本人の場合は、まず発熱の時点で災害時休暇の申請が可能となります。しかし、医療機関を受診して、熱は下がったものの、その他の症状(咳など)で、出勤できない場合は、インフルエンザや風邪で休む場合と同様に、有給休暇(有給休暇のない者は欠勤)・病気休暇の扱いとなります。詳しくは人事課職員係にお問い合わせください。

A 5-2

家族等に感染の恐れがあって休む場合で、コロナと判断されない場合は、台風や大雪、地震等によ

る通勤困難な場合等に適用される災害時休暇の取扱いとなります。(3月2日から)詳しくは人事課職員係にお問い合わせください。

Q 6

就業禁止との扱いになるのは、診断が確定するまでの期間を含みますか?また、その期間に給与は支給されますか?

A 6-1

本人の場合は、診断書に〇〇日から新型コロナウイルスに感染といった記載があれば、記載された日から就業禁止となります。(3月2日以降の取扱いとしては)台風や大雪、地震等による通勤困難な場合等に適用される災害時休暇の取扱いとなります。

A 6-2

家族等が新型コロナウイルスへの感染が確定した場合は、台風や大雪、地震等による通勤困難な場合等に適用される災害時休暇の取扱いとなります。(3月2日から)。詳しくは人事課職員係にお問い合わせください。

Q 7

本人が「強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)の症状または37.5°C以上の発熱」があつて、有給休暇または欠勤する場合は、上司へ電話連絡のみで良いでしょうか?

A 7

本人が新型コロナウイルス感染と診断されるまでは、通常の体調不良の場合で休む際と、特段に手続の差異はありません。こうした体調不良の者には、自宅療養を推奨していることから、勤務時間管理員各位におかれましては、月末をまたぐ休みの場合など、柔軟に手続を行い、勤務時間管理報告の迅速な提出にご協力ください。

Q 8

本人または家族等が新型コロナウイルスに感染と診断された場合は、まずどこに報告すればよいですか?

A 8

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール(出勤しないこと)により、上司、または所属部局の総務(庶務や人事)担当者に、次の項目を報告してください。**(別添様式をご活用ください)**

- ① 感染していると診断された日【必ず記載】
- ② 受診した医療機関【必ず記載】
- ③ 発熱、咳などの呼吸器症状等の現在の状況【必ず記載】
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日【わかっている場合は記載】
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無(渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名)【該当している場合は必ず】
- ⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況(授業、会議等への出席の状況等)【該当している場合は必ず】
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見【わかっている場合は記載】

部局の総務担当者は、勤務時間管理員に集約の上で、人事課職員係までご連絡ください。人事課では日ごとにまとめた上で、保健管理センターの産業医の先生方に報告することとなります。

Q 9

有給休暇等がなく、欠勤を余儀なくされ、長期に及ぶ場合については、どうなりますか?

Q 9

本人に症状がなく、あるいは、自覚症状があっても医療機関の受診がままならない場合については、新型コロナウイルスの発生にかかる感染症危険レベルが2以上となった地域からの帰国時と同様、台風や大雪、地震等による通勤困難な場合等に適用される災害時休暇の取扱いとなります。(3月2日から)

Q 10

自覚症状がありますが、医療機関の予約が取れず受診できない場合は、自宅待機しか手段がないのでしょうか。

A 10

2月25日に厚生労働省から示された方針では、今後、電話による診療等により処方箋を発行する等の体制も検討するそうです。(具体的な体制が構築されましたら、この部分を更新して、情報提供します。)

Q 1 1

政府の発表に基づき 3/2 から小学校等が休校になった場合、当該の子供を持つ職員の勤務体系はどのようなことになるのでしょうか。

A 1 1

原則として、小学校等が休校になり、子供の面倒をみるため出勤することのできない方については、「台風や大雪、地震等による通勤困難な場合等に適用される災害時休暇」の取扱いとなります。休暇簿の添付書類として

- ・小学校等が休校となる通知(メールやツイッター等を印刷したものでも可)
- ・申請する日(時間帯)について、出勤することが著しく困難であるための理由を記した申立書を添えた上で、手続きを行ってください。就業管理システム上の手続きも同様に行ってください。また、急を要する場合は、電話等で上長に仮承認を得ることも構いません。その際は、休暇簿を使用して手続きする方も、添付書類等は事後でも構いませんので、必ず提出してください。

また、裁量労働制の方については、現在、在宅勤務を試行しております。

<http://web.tuat.ac.jp/~jinjika/>

休校に伴い必要な場合は、手続きを行ってください。

Q 1 2

職員本人に、風邪様の症状(発熱、咳、鼻水など)があり、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、社保等の支給対象とならない週20時間未満の勤務の方については、感染していると診断された時点から、休業手当(6割)の支給対象でもなくなるのですか?

A 1 2

使用者の責に帰すべき事由による休業ではなくなるため、休業手当の支給対象ではなくなりますが、学内の感染者の正確な把握に必要なことから、診断されたと報告を受けた後でも、台風や大雪、地震等による通勤困難な場合等に適用される災害時休暇の取扱いとなります。

Q 1 3

就業禁止措置(外出禁止)は、やむを得ない理由で外出しなければならない場合、人事課に届け出る必要がありますか?

A 1 3

保健所からの指示で、本学が感染した本学雇用者の行動記録追跡調査を行う場合がありますので、届け出は必要ありませんが、記録し、求めに応じて提出できるようにしてください。

Q 1 4

裁量労働制で勤務しており、在宅勤務の許可を得ていますが、就業禁止措置（外出禁止）が出た場合は、どうなりますか。

A 1 4

就業禁止措置は、感染拡大防止のため、本学に出勤しないようにするものです。したがって、発症していなければ、Skype 等で業務を行うことは可能ですが、くれぐれも外出を控え、A13 同様、やむを得ない事情で外出する場合は、記録し、求めに応じて提出できるようにしてください。

Q 1 5

就業禁止措置以前の行動等については、人事課に届出る必要がありますか？

A 1 5

A 1 3 同様、保健所からの指示で、本学が感染した本学雇用者の行動記録追跡調査を行う場合がありますので、届け出は必要ありませんが、記録し、求めに応じて提出できるようにしてください。